

日本生体医工学会中国四国支部若手研究奨励基金規約

平成 29 年 5 月 3 日制定
令和 6 年 9 月 5 日一部改正
令和 7 年 11 月 8 日一部改正

第一条

当基金は若手研究者による研究成果の国際化を目的とし、まずは国内外での学会発表を奨励するために研究奨励金を設置するものである。

第二条

当基金による補助事業は平成 29 年 4 月 1 日から開始し、当基金の財源がなくなり次第、事業を終了し、基金を解散する。

第三条

本事業に関する手続きは、日本生体医工学会中国四国支部若手研究奨励基金規約細則に定める。

附則

- この規約は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- この規定は令和 6 年 10 月 11 日から適用する。
- この規定は令和 7 年 11 月 8 日から適用する。

日本生体医工学中国四国支部若手研究奨励基金規約細則（案）

申請条件

- 申請者は、生体医工学に関わる国際会議等にて発表する若手研究者であること。
- 申請者は、当該国際会議等での発表時に満 39 歳以下の日本生体医工学会会員であること。非会員の場合、受賞時に本学会会員にならなければならない。

申請手続

- 申請者は、申請書類に必要事項を記入のうえ、発表の 2か月前までに電子メールにて日本生体医工学会中国四国支部事務局へ申請するものとする。
- 支部長および若干名の支部評議員が申請内容を審議し、審議の結果に基づき、大会ごとに最大 1 名、一人あたり最大 10 万円までの補助金額を決定する。
- 審査は、支部長および若干名の評議員による絶対評価（優・良・可）により行う。過半数が「良」以上の評点を得た申請者を対象とし、その中から申請内容の充実度等を考慮して、大会ごとに最大 1 名までを支給対象とする。

4. 年度内の支給対象者は最大 3 名までとする。
5. 年度内の支給対象者が第 4 項の上限に達した場合、それ以降の申請については受付を停止する。申請者にはその旨を速やかに通知する。